

# 兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第20号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1
○ 行政書士の業務に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則（県政改革課）	18
○ 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）	22
○ 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境整備課）	23

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第22号）

地方税法施行規則の一部改正により、地方税共同機構（以下「機構」という。）又は機構から収納の事務の一部を委託された金融機関が収納の事務を行う特定徴収金に、個々の納付又は納入を識別するために割り当てられた符号を用いて納付し、又は納入する徴収金が追加されること等を踏まえ、所要の整備を行うこととした。

### ◎行政書士の業務に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則（規則第23号）

県民に対する行政サービスのより一層の向上を図るとともに、業務の効率化及び高度化等の推進を図るため、次に掲げる規則について県民が作成する申請書等への押印を廃止する等所要の整備を行うこととした。

- 1 行政書士の業務に関する手続等を定める規則
- 2 危険物の規制に関する規則
- 3 災害救助に関する手続等を定める規則
- 4 建設業に関する手続を定める規則
- 5 生活保護に関する手続等を定める規則
- 6 農業協同組合等に関する手続を定める規則
- 7 兵庫県が施行する土地区画整理事業の清算金等事務取扱規則
- 8 解体工事業に関する届出手続等を定める規則
- 9 障害者総合支援規則

### ◎環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正により、同法のエネルギーの定義に非化石燃料が追加されること等を踏まえ、温室効果ガスの排出の抑制に関する計画の提出義務の対象となる工場等のエネルギー使用量の算定方法を従前どおりとするため、所要の整備を行うこととした。

### ◎産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

土壌汚染対策法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

## 規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第22号

#### 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第747条の5の2第2項」を「第747条の6第2項」に改める。

第16条の表中

「

法人県民税及び法人事業税の納付及び減額通知書（条例第33条第1項第3号に掲げる事業を行わない法人用）	様式第24号
法人県民税及び法人事業税の納付及び減額通知書（条例第33条第1項第3号に掲げる事業を行う法人用）	様式第24号の2

」

を

「

法人県民税及び法人事業税の納付及び減額通知書（条例第33条第1項第3号及び第4号に掲げる事業を行わない法人用）	様式第24号
法人県民税及び法人事業税の納付及び減額通知書（条例第33条第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第4号に掲げる事業を行う法人を除く。）用）	様式第24号の2
法人県民税及び法人事業税の納付及び減額通知書（条例第33条第1項第4号に掲げる事業を行う法人用）	様式第24号の3

」

に改める。

第20条の表中「第53条第1項」を「第53条本文」に、「第46条第6項」を「第46条第7項」に改める。

第29条第6号中「第138条第1項」を「第146条第1項」に改める。

第30条第11号中「第2章第7節の2」を「第2章第7節」に改める。

第32条第1号中「軽油取引税」を「軽油引取税」に改める。

第32条の2第11号中「第2章第7節の2」を「第2章第7節」に改める。

附則第6項及び第7項を削り、附則第8項を附則第6項とする。

附則第9項第2号中「に規定するトラック、同条第5項第3号及び第4号に掲げる自動車並びに同条第6項」を「及び第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第10項中「附則第14項及び第15項」を「附則第12項及び第13項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第11項を附則第9項とする。

附則第12項第4号中「附則第16項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第13項中「附則第10項」を「附則第8項」に、「附則第15項、第17項及び第18項」を「附則第13項、第15項及び第16項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第14項を附則第12項とする。

附則第15項第2号中「附則第11項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第16項を附則第14項とする。

附則第17項第2号中「附則第14項各号及び第15項各号」を「附則第12項各号及び第13項各号」に改め、同項を附則第15項とし、附則第18項を附則第16項とする。

附則様式第1号及び附則様式第2号を削る。

様式第1号（表）の部中「生年月日 年 月 日」を削り、同様式（裏）の部中

「

所 属 名	所属長印

」

を

「

所	属	名

」

に改める。

様式第2号(表)の部中「生年月日 年 月 日」を削り、同様式(裏)の部中

「

所	属	名	所属長印

」

を

「

所	属	名

」

に改める。

様式第5号の2中

「兵庫県収納代理金融機関」

を

「兵庫県収納代理金融機関  
地方税統一QRコード対応金融機関」

に改める。

様式第6号及び様式第9号中「兵庫県収納代理金融機関」の右に「・地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

様式第10号中

「兵庫県収納代理金融機関」

を

「兵庫県収納代理金融機関  
地方税統一QRコード対応金融機関」

に改める。

様式第11号中

「兵庫県収納代理金融機関」

を

「兵庫県収納代理金融機関  
地方税統一QRコード対応金融機関  
県 税 事 務 所」

に改める。

様式第12号中「兵庫県収納代理金融機関」の右に「・地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

様式第15号中

「

支 払 額 ( 課 税 標 準 額 )			
------------------------	--	--	--

」

を

「

支 払 額 ( 課 税 標 準 額 )	/		/
------------------------	---	--	---

」

に改める。

様式第15号の2中

「

	支 払 額 (課税標準額)			
	税 額			
	支 払 額 (課税標準額)			
	税 額			
	支 払 額 (課税標準額)			
	税 額			
計	支 払 額 (課税標準額)			
	税 額			

」

を

「

	支 払 額 (課税標準額)	/		/
	税 額			
	支 払 額 (課税標準額)	/		/
	税 額			
	支 払 額 (課税標準額)	/		/
	税 額			

」

	支 払 額 (課税標準額)			
	税 額			
計	支 払 額 (課税標準額)			
	税 額			

に改める。

様式第15号の3中

「

支 払 額 (課税標準額)			
------------------	--	--	--

」

を

「

支 払 額 (課税標準額)			
------------------	--	--	--

」

に改める。

様式第16号中

「

支 払 額 (課税標準額)			
------------------	--	--	--

」

を

「

課 税 標 準 額			
-----------	--	--	--

」

に、

「

更正請求の理由			
---------	--	--	--

」

を

「

更正請求の理由			
---------	--	--	--

」

に改める。

様式第17号中

「

課税標準額			
-------	--	--	--

」

を

「

課税標準額			
-------	--	--	--

」

に改める。

様式第18号中

「

納付場所	兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関 兵庫県収納代理金融機関・県税事務所・コンビニエンスストア
------	-------------------------------------------------------

」

を

「

納付場所	兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県収納代理金融機関 地方税統一QRコード対応金融機関・県税事務所・コンビニエンスストア
------	------------------------------------------------------------------------

」

に改める。

様式第24号及び様式第24号の2中「兵庫県収納代理金融機関」の右に「、地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

様式第24号の2の次に次の1様式を加える。

様式第24号の3 (第16条関係)

法人県民税 納付  
法人事業税の 通知書  
特別法人事業税 減額

所在地

法人名

様

兵庫県  
(

年 月 日  
県民局長 印  
県税事務所)

県民税については地方税法第55条の規定により、事業税(加算金)については地方税法第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、第72条の46又は第72条の47の規定により、特別法人事業税(加算金)については特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条及び第13条の規定により更正又は決定をしましたので通知します。

なお、不足金額は、指定納期限までに納付してください。

Table with columns for Management Number, Fiscal Year, Reporting Date, and Tax Types (Corporate Resident Tax, Corporate Business Tax, Special Corporate Business Tax). It includes detailed rows for income, assets, and tax calculations, with specific reference to articles 33 and 39 of the Local Tax Act.

(注) (47)、(48)、(49)及び(50)の算出結果となる事業税額(所得割額及び収入割額)については、税率欄等に算出すること。

御注意

- 1 不足税額を納付されるときは、法定納期限の翌日から指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合）、その期間経過後は、その日数に応じ、年14.6パーセントの割合（延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した延滞金額を加算して納付してください。
- 2 上記の指定納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。

なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第27号から様式第27号の3までの規定中「兵庫県収納代理金融機関」の右に「・地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

様式第28号御注意4及び様式第34号御注意4中「兵庫県収納代理金融機関」の右に「・地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

様式第36号1ページの部中「第53条第1項」を「第53条本文」に改め、同様式4ページの部御注意2中「180平方メートル」を「160平方メートル」に、同部御注意7中「第9条の3第1項」を「第9条第1項」に改める。

様式第37号（表）の部中「第53条第1項」を「第53条本文」に改め、同様式（裏）の部御注意中「180平方メートル」を「160平方メートル」に改める。

様式第45号及び様式第46号中「兵庫県収納代理金融機関」の右に「・地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

様式第57号中「第27条」を「第25条」に改め、「兵庫県収納代理金融機関」の右に「・地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

様式第69号1ページの部御注意2中「第4条第2項第8号」を「第4条第2項第7号」に改める。

様式第82号の2及び様式第82号の4中「兵庫県収納代理金融機関」の右に「・地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

様式第84号の7中

「

指定納期限 年    月    日
----------------------

」

を

「

指定納期限 年    月    日
納付場所 兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県収納代理金融機関・ 地方税統一QRコード対応金融機関・県税事務所・コンビニエンスストア

」

に改める。



様式第85号中

「

税額	円	延滞金額	円	合計	円
C V S 収 納 用					領収日付印
総括店					
納税者 氏名					

(兵庫県／CVS本部保管)

」

を

「

税額	円	延滞金額	円	合計	円	領収日付印
C V S 収 納 用						
総括店						
納税者 住所氏名	住所等非表示払込書					

(兵庫県/ CVS本部保管)

」

に改め、「兵庫県収納代理金融機関」の右に「・地方税統一QRコード対応金融機関」を加え、

「

自動車税種別割納税証明書及び有効期限の文字が\*印で消されているもの又は領収日付印のないものは、納税証明書として使用できません。

」

を

「

有効期限の文字が\*印で消されているもの、領収日付印のないもの又は領収日が下記の期日を過ぎたものは、納税証明書として使用できません。

年 月 日

」

に改める。

様式第86号中

「

税額	円	延滞金額	円	合計	円						
C V S 収 納 用						領収日付印					
総括店						(兵庫県/ CVS本部保管)					
納税者 氏名											

」

を

「

税額	円	延滞金額	円	合計	円	領収日付印						
C V S 収 納 用												
総括店						(兵庫県/ CVS本部保管)						
納税者 住所氏名	住所等非表示払込書											

」

に改め、「兵庫県収納代理金融機関」の右に「・地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。  
様式第86号の2中

「

税額	円	延滞金額	円	合計	円	
C V S 収 納 用						領収日付印
総括店						
納税者 氏名						

(兵庫県／CVS本部保管)

」

を

「

税額	円	延滞金額	円	合計	円	領収日付印
C V S 収 納 用						
総括店						
納税者 住所氏名	住所等非表示払込書					

(兵庫県／CVS本部保管)

」

に改め、「兵庫県収納代理金融機関」の右に「・地方税統一QRコード対応金融機関」を加え、

「

自動車税種別割納税証明書及び有効期限の文字が\*印で消されているもの又は領収日付印のないものは、納税証明書として使用できません。

」

を

「  
有効期限の文字が\*印で消されているもの、領収日付印のないもの又は領収日が下記の期日を過ぎたものは、納税証明書として使用できません。  
年 月 日  
」

に改める。

様式第87号中

「兵庫県収納代理金融機関」

を

「兵庫県収納代理金融機関  
地方税統一QRコード対応金融機関」

に、

「  
自動車税種別割納税証明書及び有効期限の文字が\*印で消されているもの又は領収日付印のないものは、納税証明書として使用できません。  
」

を

「  
有効期限の文字が\*印で消されているもの、領収日付印のないもの又は領収日が下記の期日を過ぎたものは、納税証明書として使用できません。  
年 月 日  
」

に改める。

様式第88号（表）の部中

「

CVS 収納用	指定金融機関 取りまとめ店 領収日付印			公金機関等領収日付印			
					納期限	年 月 日	
					総括店		
					取りまとめ局	大阪貯金事務センター 〒 539-8794	収納代 行会社

(兵庫県/ CVS本部保管)

」

を

「

CVS 収納用	公金機関等領収日付印			公金機関等領収日付印			
					納期限	年 月 日	
					総括店		
					取りまとめ局	ゆうちょ銀行公金QR 受持貯金事務センター	収納代 行会社

(兵庫県/ CVS本部保管)

」

に、

「

納税者 氏名	
所管県税 事務所	県税事務所

納税者 住所 氏名	
-----------------	--

兵庫県 県民局長  
( 県税事務所)

」

を

「

納税者 氏名	
所管県税 事務所	県税事務所

納税者 住所 氏名	

兵庫県 県民局長  
( 県税事務所)

」

に改め、同様式（裏）の部中

「兵庫県収納代理金融機関」

を

「兵庫県収納代理金融機関  
地方税統一QRコード対応金融機関」

に改める。

様式第88号の2（表）の部中

「

納税者 氏名				指定金融機関 取りまとめ店 領収日付印
CVS 収納用				
納期限	年 月 日			公金機関等領収日付印
総括店				
収納代 行会社		取りま とめ局	大阪貯金事務センター 〒 539-8794	

(兵庫県/ CVS本部保管)

」

を

「

納税者 氏名				公金機関等領収日付印
CVS 収納用				
納期限	年 月 日			(兵庫県/ CVS本部保管)
総括店				
取りま とめ局	ゆうちょ銀行公金QR 受持貯金事務センター	収納代 行会社		

(兵庫県/ CVS本部保管)

」

に、



「

納税者 氏名	
所管県税 事務所	県税事務所

納税者 住所 氏名	
-----------------	--

兵庫県 県民局長  
( 県税事務所)

電話

」

を

「

納税者 氏名	
所管県税 事務所	県税事務所

納税者 住所 氏名	

兵庫県 県民局長  
( 県税事務所)

」

に改め、同様式（裏）の部中

「兵庫県収納代理金融機関」

を

「兵庫県収納代理金融機関  
地方税統一QRコード対応金融機関」

に改める。

様式第102号御注意4中「兵庫県収納代理金融機関」の右に「、地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

様式第108号中「兵庫県収納代理金融機関」の右に「・地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

様式第133号御注意4中「兵庫県収納代理金融機関」の右に「、地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

様式第134号中「附則第13項」を「附則第11項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の兵庫県税条例施行規則（以下「改正後の県税規則」という。）様式第1号及び様式第2号の規定による証票については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の兵庫県税条例施行規則（以下「改正前の県税規則」という。）様式第1号及び様式第2号の規定（以下この項において「旧様式」という。）による証票に限り、旧様式によることができる。
- 3 改正後の県税規則様式第15号から様式第17号までの規定は、令和4年12月31日（以下「特定日」という。）以後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税又は自動車税環境性能割に係るこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の更正の請求について適用し、特定日前に納税義務又は特別徴収義務が成立した県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税又は自動車税環境性能割に係る施行日以後の更正の請求については、なお従前の例による。
- 4 改正後の県税規則様式第36号及び様式第37号の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。
- 5 改正後の県税規則様式第15号から様式第17号まで、様式第36号及び様式第37号の規定による請求書等については、第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を除くほか、この規則の施行の際現に残存する改正前の県税規則様式第15号から様式第17号まで、様式第36号及び様式第37号の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。



行政書士の業務に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第23号

行政書士の業務に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則

(行政書士の業務に関する手続等を定める規則の一部改正)

第1条 行政書士の業務に関する手続等を定める規則（昭和36年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「あつた」を「あった」に改める。

様式第5号から様式第7号までの規定中「印」を削る。

(危険物の規制に関する規則の一部改正)

第2条 危険物の規制に関する規則（昭和37年兵庫県規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第6号から様式第8号までの規定中

「氏名 ④」

を

「氏名  
電話（ ） —  
電子メール 」

に、

「電話 番」

を

「電話（ ） — 」

に改める。

(災害救助に関する手続等を定める規則の一部改正)

第3条 災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中

「住所(所在地)

氏名(法人その他の団体については、その名称、代表者氏名) ④」

を

「住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

に改める。

様式第12号中

「住所（所在地）

職業

氏名 ④

個人番号

（法人その他の団体について）  
は、その名称、代表者氏名  
及び法人番号

を

「住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

職業

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

個人番号（法人にあつては、法人番号）

電話（ ） —

電子メール

に改める。

様式第16号中

「住所

氏名 ④

個人番号

を

「住所

氏名

個人番号

電話（ ） —

電子メール

に改める。

様式第18号中「印」を削る。

様式第27号、様式第28号及び様式第34号中「㊟」を削る。

（建設業に関する手続を定める規則の一部改正）

第4条 建設業に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

本則中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

様式第1号（表）の部中「殿」を「様」に、

「住所

申請人

氏名

住所

代理人

氏名.....

電話 局 番」

を

「申請人 住所.....

氏名.....

電話 ( ) —.....

電子メール.....

代理人 住所.....

氏名.....

電話 ( ) —.....

電子メール.....」

に、

「

電話 局 番

」

を

「

電話 ( ) —

」

に、「あつせん」を「あっせん」に改め、同様式（裏）の部注2中「もつて」を「もって」に改める。

様式第2号中

「 住 所.....

発注者

氏 名..... ㊟

住 所.....

請負者

氏 名..... ㊟」

を

「発注者 住所.....

氏名.....

電話 ( ) —.....

電子メール.....

請負者 住所.....

氏名.....

電話 ( ) —.....

電子メール.....」

に、「あつせん」を「あっせん」に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中「殿」を「様」に、

「 住 所.....

申請者

氏 名..... ㊟」

を

「申請者 住所.....

氏名.....

電話 ( ) —.....

電子メール.....」

に改める。

(生活保護に関する手続等を定める規則の一部改正)


第5条 生活保護に関する手続等を定める規則(昭和39年兵庫県規則第86号)の一部を次のように改正する。

様式第41号中「市町村長 」を「市町長 \_\_\_\_\_」に改める。

(農業協同組合等に関する手続等を定める規則の一部改正)

第6条 農業協同組合等に関する手続等を定める規則(昭和47年兵庫県規則第91号)の一部を次のように改正する。

様式第13号の3中

「氏名 \_\_\_\_\_   
住所 \_\_\_\_\_」

を

「住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 (\_\_\_\_) \_\_\_\_\_  
電子メール \_\_\_\_\_」

に改める。

(兵庫県が施行する土地区画整理事業の清算金等事務取扱規則の一部改正)

第7条 兵庫県が施行する土地区画整理事業の清算金等事務取扱規則(昭和48年兵庫県規則第57号)の一部を次のように改正する。

本則並びに様式第2号及び様式第3号中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

様式第1号中

「氏名 \_\_\_\_\_ 」

を

「氏名 \_\_\_\_\_  
電話 (\_\_\_\_) \_\_\_\_\_  
電子メール \_\_\_\_\_」

に改める。

様式第4号中

「氏名 \_\_\_\_\_ 」

を

「氏名 \_\_\_\_\_  
電話 (\_\_\_\_) \_\_\_\_\_  
電子メール \_\_\_\_\_」

に、「あつた」を「あった」に、「なつている」を「なっている」に改める。

様式第5号中


「氏名 \_\_\_\_\_ 」

を


「氏名 \_\_\_\_\_  
電話 (\_\_\_\_) \_\_\_\_\_  
電子メール \_\_\_\_\_」

に改める。

様式第6号中

「  
  
」

を

「  
  
 」

に、「なつた」を「なった」に、

「氏名.....<sup>㊟</sup>」

を

「氏名.....

電話.....

電子メール.....」

に改める。

(解体工事業に関する届出手続等を定める規則の一部改正)

第8条 解体工事業に関する届出手続等を定める規則（平成13年兵庫県規則第82号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「 .....<sup>㊟</sup>  
 電話.....番」

を

「 .....  
 電話.....  
 電子メール.....」

に改める。

(障害者総合支援規則の一部改正)

第9条 障害者総合支援規則（平成18年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第17号から様式第19号までの規定中「**印**」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。



環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第24号

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第45条第2項第1号中「エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。第4項及び第45条の4第1項第1号において同じ。）」を「次のアからウまでに掲げるエネルギー」に、「次の」を「当該」に改め、同号ア中「燃料」を「化石燃料（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第2項に規定する化石燃料をいう。以下同じ。）」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に、「第4条第1項に規定する」を「第4条第1項各号に掲げる」に改め、同号イ中「熱」の右に「（化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であって、当該熱のみを供給する者から供給されたものを除く。）」を加え、「第4条第2項に規定する」を「第4条第2項各号に掲げる」に改め、同号ウ中「電気」の右に「（化石燃料を

熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であって、当該電気のみを供給する者から供給されたものを除く。）」を加え、「第4条第3項に規定する」を「第4条第3項各号に掲げる」に改め、同条第4項第3号中「燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気」を「第2項第1号アからウまでに掲げるエネルギー」に改める。

第45条の4第1項第1号中「エネルギー」を「第45条第2項第1号アからウまでに掲げるエネルギー」に、「第45条第2項第1号」を「同号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 兵庫県規則第25号

##### 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則（平成15年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号中「第7条第1項、第4項又は第5項」を「第7条第7項、第8項又は第10項」に改める。

別表第2の第1の部7を次のように改める。

##### 7 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

別表第2の第2の部8中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。